

事業者		環境省東北地方環境事務所 福島環境再生事務所長
対象事業	名称	大熊町における廃棄物処理業務(減容化处理)
	種類	ごみ焼却施設の設置の事業(対策地域内廃棄物等処理施設)
	規模	排出ガス量 約100,000Nm <sup>3</sup> /h 焼却能力 200t/日程度(200t×24h×1炉)
実施区域		双葉郡大熊町大字小入野字東平地内
適用除外条項		福島県環境影響評価条例 第49条第4号
適用除外年月日		平成28年10月21日
適用除外とする理由		<p>(1) 本施設は、平成一十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110)第13条第1項に規定する対策地域内廃棄物処理計画に基づき大熊町における対策地域内廃棄物を処理するとともに、地元理解を得た上で、中間貯蔵施設に搬入された福島県内の他市町村で発生した除染廃棄物を処理するために時限的に設置するものであり東日本大震災からの復旧のため緊急に実施する必要があること。</p> <p>(2) 本施設の設置に当たっては、大熊町の協力を得ていること。</p> <p>(3) 本施設の設置に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に従い、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施するものであること。</p> <p>(4) 本施設においては、処理対象廃棄物等の飛散流出防止の措置を講ずるとともに、モニタリングを実施するなど、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全のため必要な措置を講ずるものであること。</p>
備考		—